

県央県南広域環境組合 公告第5号

第2期ごみ処理施設敷地造成工事（R4-1工区）について、制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年4月27日

県央県南広域環境組合

管理者 大久保 潔重

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 4-央南工-第1号
- (2) 工事名 第2期ごみ処理施設敷地造成工事（R4-1工区）
- (3) 工事場所 諫早市 福田町 番地内
- (4) 工事概要 工事種別 土木一式工事  
工事延長  $L = 87.9 \text{ m}$   
土工  $N = 1 \text{ 式}$   
補強土壁工  $A = 490.7 \text{ m}^2$   
場所打ちL型擁壁工  $V = 246.0 \text{ m}^3$
- (5) 工期 契約締結の日から令和5年3月17日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 島原市、諫早市、雲仙市、南島原市（以下、「構成市」という）のいずれかに本社（本店）を有し、かつ、構成市いずれかの令和4年度の入札参加有資格者の土木一式工事に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者で

あること。

- (3) 島原市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条、諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条、雲仙市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条、南島原市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 本公告の日から落札決定までの間において、構成市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本公告の日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がない者であること。
- (6) 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間において、当該競争入札に参加しようとする者の間に一定の系列関係（資本的関係又は人的関係）がある者でないこと。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく土木工事業の許可を受けている者であること。

(9) 土木一式工事に係る経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の結果の総合評定値（本公告の日現在において有効かつ最新のもの。以下同じ。）が900点以上のものであること。

(10) 次に掲げる要件を満たし、本公告の日を含めて連続して3か月以上の雇用関係がある監理技術者又は主任技術者を当該工事現場に専任で配置できる者（建設業法第26条に規定する特例監理技術者を配置する場合は、同条に規定する監理技術者補佐を専任で配置できること。）であり、かつ、やむを得ない特別な理由（病気、死亡、退職等）により当該技術者を変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有するものを選任できる者であること。

ア 競争参加資格確認届出書の提出時点において、他の工事現場に係る現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事していない者

イ 建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格を有する者

ウ 監理技術者として配置する場合においては、土木一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講し、講習を修了した日から5年を経過していない者

### 3 設計図書等の配布

設計図書等は、次のとおり配布する。

(1) 期 間 令和4年4月27日（水）から令和4年5月11日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 時 間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 場 所 諫早市福田町1250番地 県央県南広域環境組合

(4) 方法 電子媒体(CD-R)により配布する。希望者は、未使用のCD-Rを持参すること。

なお、受領時に競争参加資格確認届出書(様式第1号)(2部)、土木一式工事に係る建設業法上の許可通知書(又は許可証明書)の写し及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(本公告の日現在において有効かつ最新のものを。)を提出すること。

また、配布された設計図書等については、当該工事の積算作業目的外の一切の使用、複製、他人への譲渡、販売又は貸出を禁止する。

#### 4 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 設計図書等に関して質問がある場合は、令和4年5月12日(木)正午までに県央県南広域環境組合あてにFAXを送付すること。

様式については組合指定の様式とし、質問状を提出したときは、必ず着信確認を行うこと。

県央県南広域環境組合 施設課

FAX 0957-35-8201

電話 0957-35-8203

(2) 令和4年5月16日(月)までに、図書の配布を受けた者すべてにFAXにより回答書を送付する。

#### 5 現場説明会

行わない。

#### 6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年5月18日(水)午前10時

(2) 場所 諫早市福田町1250番地

県央県南広域環境組合 2階 大会議室

- (3) その他 入札執行者は、入札会場において、入札の執行前に、届出書の写しの提示等により、入札に参加しようとする者が当該入札に参加できる者であることを確認するものとする。

## 7 入札方法等

- (1) 入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印のうえ封入するものとする。
- (3) 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札参加者は、各社1名を超えて入札会場に入室できない。
- (6) 入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。

## 8 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際しては、設計図書に掲げる各工種に対応するものの金額を明示した工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書の様式は任意とするが、本組合のホームページに掲載する様式例及び記入例を参考にすること。また、工事費内訳書には、商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載すること。
- (2) 工事費内訳書は、県央県南広域環境組合工事費内訳書事務取扱要領（令和3年6月1日県央県南広域環境組合公告第6号）に基づき取り扱う。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (4) 提出された工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回をする

ことができない。

## 9 最低制限価格

最低制限価格を設けることとし、県央県南広域環境組合建設工  
事の予定価格等の決定等に係る事務処理要綱（令和3年6月1日  
県央県南広域環境組合告示第5号）に基づき取り扱う。

### 10 入札保証金

免除する。

### 11 入札の無効

（1）次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 当該入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 本公告に定めた入札条件に違反した入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

キ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね2人以上  
の代理をした入札

ケ 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札

コ 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札

サ その他必要事項を確認できない入札

（2）8における工事費内訳書の提出がない者の入札は無効とす  
る。

（3）（1）及び（2）までに該当し、入札が無効となった者は、  
再度の入札には参加できない。

### 12 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### 1.3 落札候補者の決定方法等

- (1) 落札候補者は、予定価格と最低制限価格との範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。
- (2) 落札候補者がいないときは再度の入札を行い、入札執行回数は、最初の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。ただし、1回目の入札で最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじで落札候補者を決定する。
- (4) 入札執行者は、入札会場で入札者全員に口頭で、落札候補者から順に第3順位までの者（最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合は、くじにより順位を決定する。）の入札金額及びその称号又は名称を周知する。

### 1.4 競争参加資格の確認

落札候補者となった者は、翌日から起算して3日以内（休日は除く）に次に掲げる書類（以下、「申請書等」という。）を提出し、本組合の競争参加資格の有無の確認を受けなければならない。提出方法は、本組合への持参とする。

ア 競争参加資格審査申請書（様式第2号）

イ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第3号）

ウ 様式第3号（注）に記載された添付書類

### 1.5 落札者の決定及び通知

- (1) 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、FAXにより速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨通知

する。

(2) 落札候補者が提出期限までに申請書等を提出しないとき又は審査の結果落札候補者が資格要件を満たさないことを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、その者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札したもの（以下、「次順位者」という。）を落札候補者とし、新たに申請書等の提出期限を定め、入札参加資格の審査を行うものとする。

(3) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

#### 1.6 競争参加資格がないと認められた者に対する説明

1.4の資格確認において競争参加資格がないと認められた者は、県央県南広域環境組合管理者に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

#### 1.7 契約の不締結

落札者が契約締結の日の前日までの間において、本公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、県央県南広域環境組合は一切の損害賠償の責めを負わない。

#### 1.8 特記事項

(1) 下請負については、構成市内に本社（本店）を有する者を選定するよう努めること。

(2) 建設資材の調達については、地場産品及び構成市内に本社



(本店) を有する取扱業者を選定するよう努めること。

#### 1 9 異議の申立て

入札参加者は、入札後、県央県南広域環境組合契約規則（平成11年規則第8号）及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 2 0 その他

(1) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、県央県南広域環境組合契約規則等の定めるところによる。

(2) 本公告についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒854-0001 諫早市福田町1250番地

県央県南広域環境組合施設課

電話0957-35-8203